

甘楽町公告第 7 号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 8 日

甘楽町長 茂 原 莊



記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林  
別紙のとおり
- 2 縦覧場所  
甘楽町産業課農林係  
甘楽町ホームページ  
甘楽町公式ホームページ (<https://www.town.kanra.lg.jp>)
- 3 本公告により、甘楽町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。